



資料

那珂市障害者プラン推進委員会設置要項

(設 置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、那珂市障害者プランを策定し、推進するため、那珂市障害者プラン推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 障害者プランの策定 | (4) 障害者プランの調整 |
| (2) 障害者プランの推進 | (5) その他必要と認める事項 |
| (3) 障害者プランの進捗状況の管理 | |

(構 成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 副市長 | (4) 福祉関係団体代表者 |
| (2) 市議会議員 | (5) 市関係職員 |
| (3) 学識経験者 | |

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は委員長が委員の中から指名した者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

(会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補助機関)

第8条 委員会の補助機関として、那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置することができる。

(補 則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成19年告示第96号）

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年告示第23号）

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第95号）

この要項は、平成23年8月5日から施行する。

障害者プラン推進委員会委員

所	属	職 名	氏 名
市議会議員	議会	教育厚生常任委員会委員長	小 沼 博 恭
学識経験者	常陸大宮保健所	保健指導課長	武 藤 章 代
	勝田養護学校	進路指導主事	富 田 慎
	那珂医師会	副会長	小野瀬 好 良
	水戸公共職業安定所	雇用指導官・就職促進指導官	會 澤 千 秋
	茨城女子短期大学	保育科講師	安 藤 みゆき
	身体障害者相談員		藤 田 十 九
	知的障害者相談員		岩 上 隼 子
福祉関係者	民生委員・児童委員	障害者委員会委員長	平 澤 公 明
	身体障害者の会	会長	軍 司 有 通
	心身障害児者親の会	会長	松 山 久 江
	手をつなぐ育成会	会長	仲 田 和 人
	つくしんぼの会		住 谷 ふさえ
	ボランティア連絡協議会	会長	舘 祝 子
	手話サークルじゃがいも	会長	飛 田 寿 人
	社会福祉協議会	事務局次長	寺 門 広 司
市 関 係	教育委員会	教育長	秋 山 和 衛
	福祉事務所	所長	秋 山 悦 男
事 務 局	社会福祉課	課長	鹿志村 貢
		課長補佐（総括）	園 部 勢津子
		障害者支援グループ長	小 橋 聡 子
		障害者支援グループ主査	小 林 邦 彦

那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム設置要項

(設 置)

第1条 那珂市障害者プラン推進委員会設置要項（平成19年那珂市告示第96号）第8条の規定に基づき、那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項について調査及び検討し、那珂市障害者プラン推進委員会（以下「委員会」という。）へ報告するものとする。

- (1) 障害者プランの策定
- (2) 障害者プランの進捗状況
- (3) 障害者プランの点検・評価
- (4) その他必要と認める事項

(委 員)

第3条 ワーキングチームの委員は、別表に定めるものの中から市長が任命する。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱することができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ワーキングチームには、互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、ワーキングチームを代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 ワーキングチームの会議は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

(庶 務)

第7条 ワーキングチームの庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補 則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年告示第22号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第59号）

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年告示第34号）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第96号）

この要項は、公布の日から施行し、改正後の那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム設置要項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

課 名 等	グ ル ー プ 名	担 当
企 画 課	企画調整グループ	総合計画
環 境 安 全 課	防災・交通グループ	防災
社 会 福 祉 課	障害者支援グループ	全般
こ ど も 課	子育て支援グループ	障害児福祉
保健センター	健康増進グループ、母子保健グループ	保健、障害児者福祉
商 工 観 光 課	商工・企業誘致グループ	雇用促進
都 市 計 画 課	都市計画グループ、都市整備グループ	都市計画、道路整備
建 築 指 導 課	住宅・営繕グループ	住宅整備
学 校 教 育 課	学務・施設グループ	障害児教育
生 涯 学 習 課	社会教育グループ	生涯学習

障害者プラン推進ワーキングチーム委員

所 属	職 名	氏 名
企 画 課	企画調整グループ長	茅 根 政 雄
環 境 安 全 課	防災・交通グループ係長	田 口 裕 二
社 会 福 祉 課	障害者支援グループ長	小 橋 聡 子
こ ど も 課	子育て支援グループ長	藤 咲 富士子
保健センター	健康増進グループ精神保健福祉士	金 澤 ひろ子
商 工 観 光 課	商工・企業誘致グループ係長	秋 山 雄一郎
都 市 計 画 課	都市整備グループ係長	海 野 英 樹
建 築 指 導 課	住宅・営繕グループ係長	松 本 啓 二
学 校 教 育 課	学務・施設グループ長	柴 田 秀 隆
生 涯 学 習 課	社会教育グループ長	桧 山 達 男

ス ケ ジ ュ ー ル

日 程	会 議 名	内 容
平成23年 4月～5月		障害者アンケート実施
5月11日	第1回ワーキングチーム会議	本年度の作業概要説明
6月10日	(ワーキングチーム作業)	基本事業の選定
6月24日	(ワーキングチーム作業)	H22年度重点事業の点検・評価(案作成)
6月29日	(ワーキングチーム作業)	H22年度重点事業の点検・評価(確認)
7月27日	第1回推進委員会	H22年度重点事業の点検・評価
9月9日	第2回ワーキングチーム会議	「障がい者計画」素案の作成
9月28日	第2回推進委員会	同素案の検討
12月9日	第3回ワーキングチーム会議	プラン原案(「障がい者計画」及び「第3期障がい福祉計画」)の作成
平成24年 1月11日	第3回推進委員会	同原案の検討
2月14日～ 3月13日		パブリックコメントの実施
2月29日	市地域自立支援協議会	「第3期障がい福祉計画」の諮問
3月		障がい者プラン策定

那珂市障がい者プラン（那珂市障がい者計画・障がい福祉計画）

発 行 平成24年3月

発行者 茨城県那珂市

編 集 那珂市保健福祉部社会福祉課

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819-5

電 話：029（298）1111

F A X：029（295）4244
